

土地の所在

綾歌郡綾川町滝宮字原井田491-2、491-9、494-2、494-3  
498-1、499-1、502-2、502-3、502-5、502-6  
及び地先 農道・水路

土地利用計画図

開発許可  
年月日

第 令和 年 月 日  
号 日

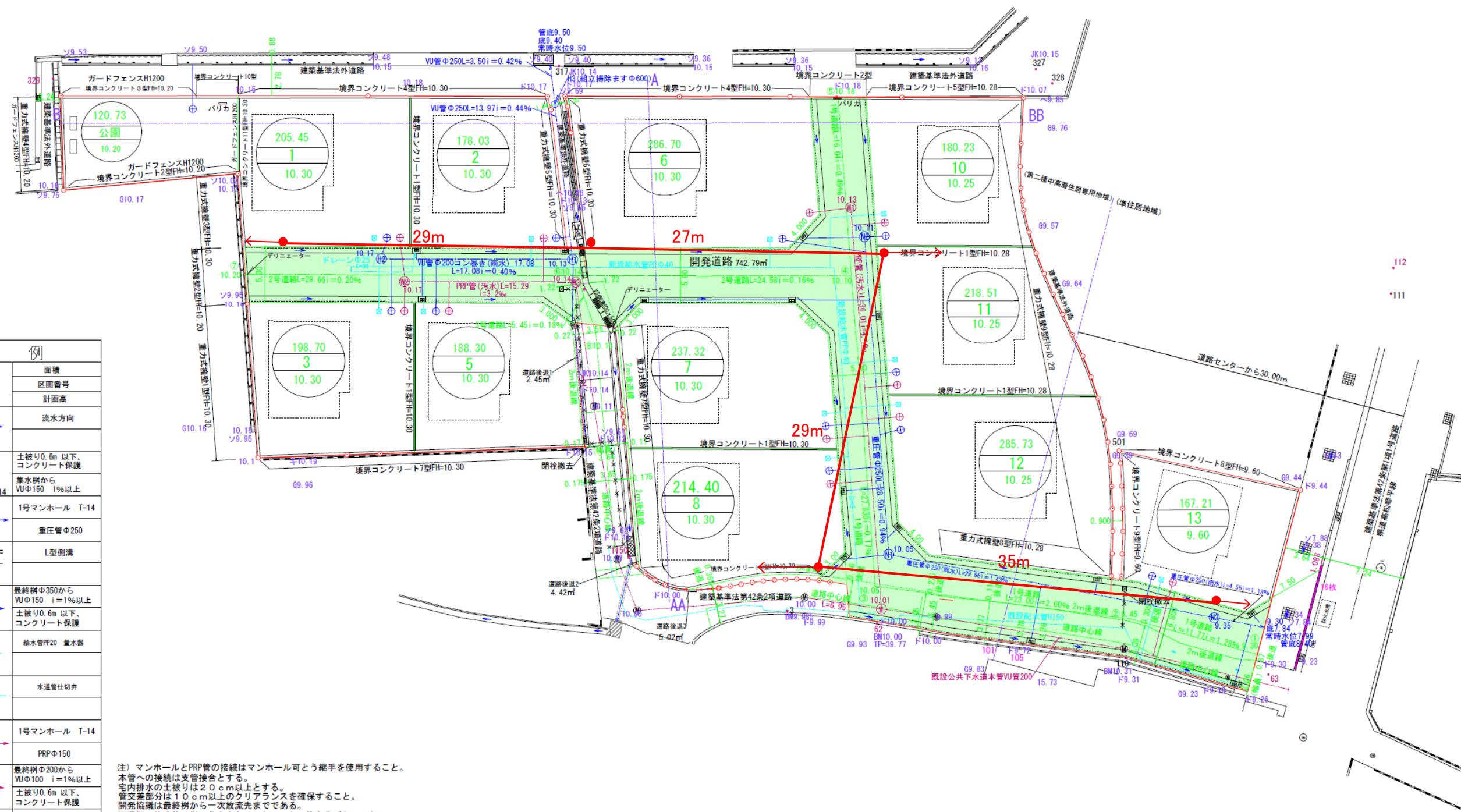
申請者

アイラックホーム株式会社  
代表取締役 増元 浩二

作成者  
住所・氏名

高松市仏生山町甲2130番地1  
土地家屋調査士  
宅地建物取引士 岡野上 竜二  
二級建築士

● 電柱  
→ 支線



凡 例	
	面積
	区画番号
	計画高
	流水方向
	土被り0.6m以下、 コンクリート保護
	集水樹から VUφ150 i=1%以上
	1号マンホール T-14
	重圧管φ250
	L型側溝
	最終樹φ350から VUφ150 i=1%以上
	土被り0.6m以下、 コンクリート保護
	給水管PP20 量水器
	水道管仕切弁
	1号マンホール T-14
	PRPφ150
	最終樹φ200から VUφ100 i=1%以上
	管文書部分は10cm以上の クリアランスを確保すること。
	土被り0.6m以下、 コンクリート保護
	既定公共汚水管
	VU管φ200

注) マンホールとPRP管の接続はマンホール可とう継手を使用すること。  
本管への接続は支管接合とする。  
宅内排水の土被りは20cm以上とする。  
管文書部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。  
開発協議は最終樹から一次放流先までである。  
街路樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。  
予定建物の用途は(一戸建て住宅)とする。  
本管上での取付間隔は1m以上確保すること。  
図面内の高さの表記は任意高さとし、KGMで標高(T.P.表示)換算している。  
電柱を開発道路内に設置しない。

# 土地の所在

綾歌郡綾川町滝宮字原井田491-2、491-9、494-2、494-3  
498-1、499-1、502-2、502-3、502-5、502-6  
及び地先 農道・水路

# 土地利用計画図

開発許可  
年月日

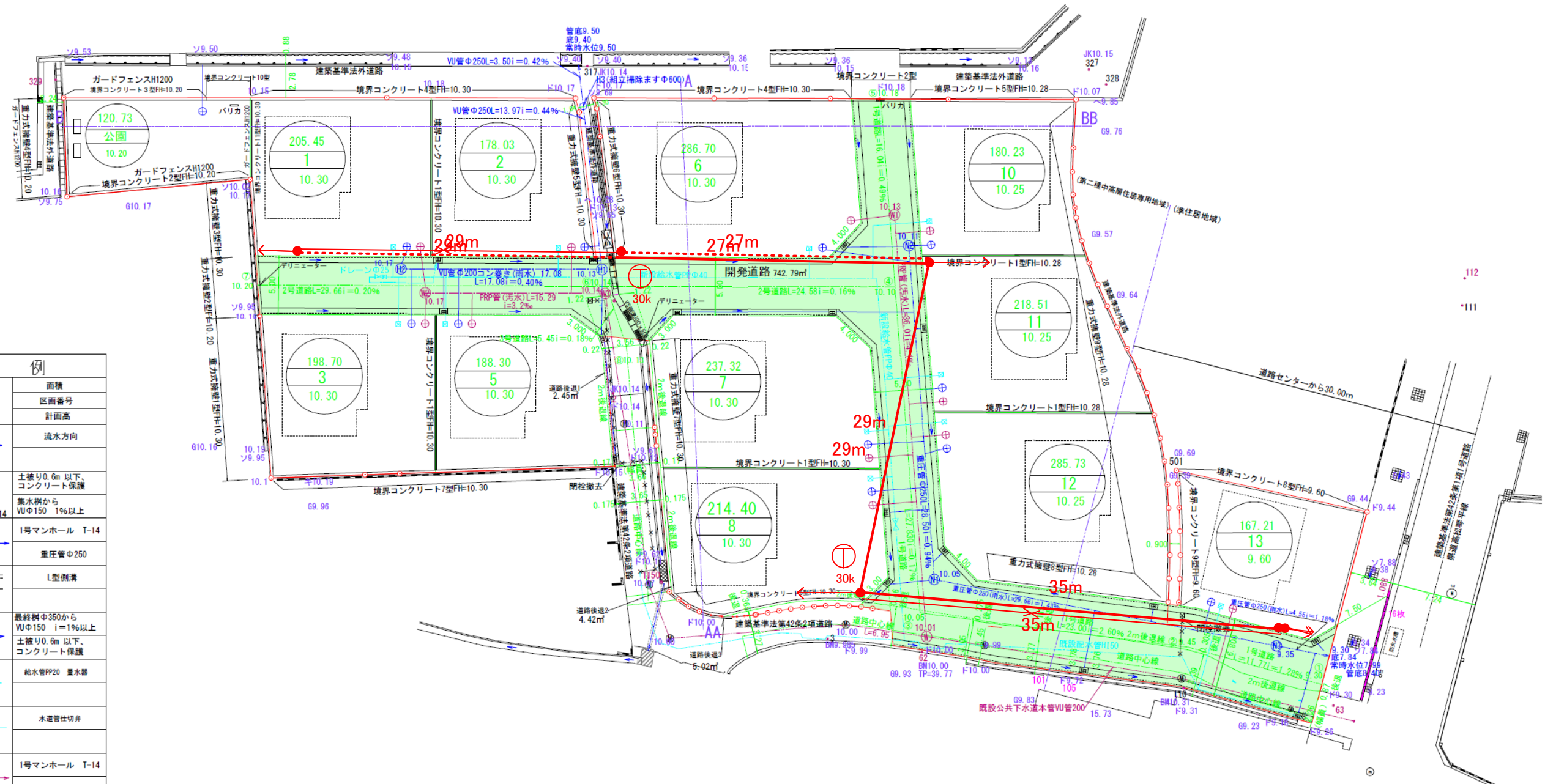
第 令和 年 月 日  
号 日

申請者

アイラックホーム株式会社  
代表取締役 増元 浩二

作成者  
住所・氏名

高松市仏生山町甲2130番地1  
土地家屋調査士  
宅地建物取引士 岡野上 竜二  
二級建築士



凡 例	
	面積
	区画番号
	計画高
	流水方向
	土被り0.6m以下、 コンクリート保護
	集水樹から VUφ150 i=1%以上
	1号マンホール T-14
	重圧管φ250
	L型側溝
	最終樹φ350から VUφ150 i=1%以上
	土被り0.6m以下、 コンクリート保護
	給水管PP20 量水器
	水道管仕切弁
	1号マンホール T-14
	PRPφ150
	最終樹φ200から VUφ100 i=1%以上
	管文書部分は10cm以上の クリアランスを確保すること。 開発協議は最終樹から一次 放流先までである。 街渠樹の放流管は樹の角を 穴あけしないこと、管を 曲げないこと。 予定建物の用途は(一戸建 住宅)とする。 本管上での取付間隔は1m 以上確保すること。 図面内の高さの表記は 任意高さとし、KGMで 標高(T.P.表示)換算して いる。 電柱を開発道路内に設置 しない。
	既設公共汚水管
	VU管φ200

注) マンホールとPRP管の接続はマンホール可とう継手を使用すること。  
本管への接続は支管接合とする。  
管内排水の土被りは20cm以上とする。  
管文書部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。  
開発協議は最終樹から一次放流先までである。  
街渠樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。  
予定建物の用途は(一戸建住宅)とする。  
本管上での取付間隔は1m以上確保すること。  
図面内の高さの表記は任意高さとし、KGMで標高(T.P.表示)換算している。  
電柱を開発道路内に設置しない。